



医療関係者向け

取扱注意

配偶者からの暴力被害者対応早見シート

このシートは、「配偶者からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス：DV）」の被害者を早期に発見しやすい現場で業務に就いている医療関係者の皆様に被害者に対する望ましい対応を御理解いただくとともに、積極的な支援をお願いするため作成しました。

医療現場における被害者の早期発見と被害者の支援に御協力をお願いします。

「配偶者からの暴力」とは

配偶者からの暴力は、「配偶者や事実婚など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことです。一般的に「DV」と呼ばれることから、本早見シートについても「配偶者からの暴力」をDVとします。

暴力で相手を支配する行為は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

暴力の形態

身体的な暴力だけでなく、精神的・性的なものなども暴力に当たります。

身体的暴力

殴る／蹴る／首を絞める／刃物を突きつける／腕をねじる／物を投げつける／身体を傷つける可能性のあるもので殴る など

精神的暴力

大声で怒鳴る／生活費を渡さない／バカにした言葉や否定的なことを言う／何を言っても無視して口をきかない／実家や友人とつきあうのを制限したり、携帯電話や手紙などをチェックしたりする／子どもに危害を加えると言って脅す など

性的暴力

いやがっているのに性行為を強要する／見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる／中絶を強要する／避妊に協力しない など

医療関係者の役割

●通報

本人の意思を尊重の上、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することができます。この通報は、守秘義務違反には当たらないとされています。

●情報提供

被害者に対し、配偶者暴力相談支援センター又は相談・支援機関の情報提供をお願いします。

配偶者暴力相談支援センターとは

法律に基づいて設置され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を行っている機関です。

愛媛県内の配偶者暴力相談支援センター



機関名	相談時間	電話番号
愛媛県婦人相談所	月～金 8:30～17:15	089-927-3490
愛媛県男女共同参画センター	火～金 8:30～17:30 土・日 8:30～16:30	089-926-1644

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。